

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習の時期 4 年次 5 月～1 1 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 中学校 1 5 日間（1 2 0 時間）、高等学校 1 0 日間（6 0 時間） 各日数は日数の目安 6 0 時間は 2 週間実習 1 2 0 時間は 3～4 週間実習で時間数を確保する。
③	実習校の確保の方法 大学附属学校園及び大阪府内教育委員会管下の中学校・高等学校等と連携協定を結び確保する。
④	教育実習内容 1. 中学校実習 (1) 本学教育実習指導要項のもとに実習校における教育目標、人権教育の推進計画に従い、「教科の学習指導」「道徳・特別活動の指導」「生活指導（生徒指導）」「学級経営」「総合的な学習指導」「教育評価」の項目にわたって指導を行う。 (2) 教育実習の過程を四期に分け、第一期の大学・実習校でのオリエンテーションから始まり、第二期では「予備的理解と観察」として、実習校における学校・学年・学級の特性についての理解と配属学級や指定教科指導等の参観・生徒の観察等を行う。第三期では「教育活動への参加と研究」として、実習生による授業公開や教材の自作・教育機器の利用研究等、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の指導実践をとおして研究や指導の手がかりを体得させる。第四期では「教育活動の拡充と発展」として、公開授業・研究授業や学習評価の实地研究、教師の研修活動についての研究・自己の研究課題の発見等に取り組む。 2. 高等学校実習 (1) 本学教育実習指導要項のもとに実習校における教育目標、人権教育の推進計画に従い、「教科の学習指導」「特別活動の指導」「生活指導（生徒指導）」「学級経営」「総合的な学習指導」「教育評価」の項目にわたって指導を行う。 (2) 教育実習の過程を四期に分け、第一期の大学・実習校でのオリエンテーションから始まり、第二期では「予備的理解と観察」として、実習校における学校・学年・学級の特性についての理解と配属学級や指定教科指導等の参観・生徒の観察等を行う。第三期では「教育活動への参加と研究」として、実習生による授業公開や教材の自作・教育機器の利用研究等、教科・特別活動・総合的な学習の時間の指導実践をとおして研究や指導の手がかりを体得させる。第四期では「教育活動の拡充と発展」として、公開授業・研究授業や学習評価の实地研究、教師の研修活動についての研究・自己の研究課題の発見等に取り組む。
⑤	実習生に対する指導の方法 実習生ごとに、本学教員が実習指導教員（同一実習校に複数の実習生がいる場合には、代表となる指導教員として実習校担当教員をおく。）となり、教育実習に関わる学生指導を行う。

実習指導教員は教育実習前に実習生を同伴し、実習校での「事前打合せ」を実施する。その際、実習生に対して、実習学校園担当教諭から学校又は学級の特色、地域の状況、担当する生徒の学習・生活状況、指導面での諸注意等について具体的な指導を行う。

教育実習中は、大学と附属学校園が作成した実習種別毎の「教育実習ガイド」と「教育実習ノート（記録）」に基づいて実習指導が行われる。教育実習の記録の取扱い・記述方法等は基本的には実習校において指導するが、大学としての指導上の必要事項については、実習指導教員が実習校へ依頼し、実習校と共同して実習生への指導等を行うことになっている。

実習指導教員は実習生の研究授業・発表が行われるときは、実習校を訪問し、その際気づいた点について、担当教諭とともに担当学生への直接指導を行っている。また、教育実習終了後は実習種別、教科毎に振り返りの発表などを中心とした集団での事後指導及び教育実習の記録や教育実習カルテに入力した自己評価と実習校評価をもとに面談形式で個別の事後指導が行われる。

大学は、実習指導教員に対して教育実習専門部会が作成するマニュアル等を通じて、実習生への指導の周知徹底を図っている。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

実習学校園長は、大学で設定した評価基準とルーブリックに基づき、実習校の指導担当教諭・大学の実習指導教員と協議の上、評価を行う。8つの項目について4段階で評価し、総合評価は各評価項目を総計し、大学の定める基準に則して秀・優・良・可・不可の評語で表記する。

大学の教育実習専門部会は、実習学校園での総合評価と総合所見（評価項目で評価できない実習生の資質等）及び事前事後指導の評価を考慮の上、成績評価を判定する。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

1. 事前指導

（1）教育実習実施の前年度オリエンテーション

前年度11月 3時間

（2）教育実習実施の当年度オリエンテーション

当年度4月～6月 9時間

2. 事後指導

実習終了後 3時間

② 内容（具体的な指導項目）

1. 事前指導

（1）教育実習実施の前年度オリエンテーション（全体）

「教育実習体験発表会」（教育実習専門部会委員）

当年度実習参加学生の発表を聞きグループワークを行う。

（2）教育実習実施の当年度オリエンテーション

「コンプライアンスと過去のトラブル事例から学ぶ教育実習参加の心得」（大学教員講義）

「リスク対応」（大学教員講義）

「情報セキュリティ」（大学教員講義）

「メンタルヘルスとアンガーマネジメント」（大学教員講義）

「学校の中の多様な子どもと人権、教育福祉」(大学教員講義)
 「特別活動および生活指導」(大学教員講義)
 「特別活動および生徒指導」(大学教員講義)
 「授業観察・子ども観察の目的と方法と記録の取り方」(教育実習専門部会委員講義)
 「授業参観及び講義・学習指導」(現職教諭講義等)
 「中学校における領域指導、授業参観及び学習指導」(現職教諭講義)
 「高等学校における領域指導、授業参観及び学習指導」(現職教諭講義)
 「授業動画の視聴と授業記録の作成」(オンデマンド教材)
 「「児童生徒性暴力等の特徴について(文部科学省)」の動画の視聴と考察の作成」(オンデマンド)
 「個別指導」実習指導教員による個別面談を行う。

2. 事後指導

「教育実習体験発表会」(教育実習専門部会委員)

併修実習以外は、教育実習専門部会委員の計画に基づき、実習種毎に実習生を集め、振り返りの発表会を行い自らの実習を省察する。次年度実習生とのグループワークを行い、質問等にも答える。それらを通じて実習生は自らの学習課題を明確にして卒業までの課題とする。

「個別指導」

実習校別指導教員及び実習指導教員が適時行う。実習校の成績評価後は、成績評価表の所見欄に記入されている具体的内容を含む実習校評価と、実習生の自己評価、実習で感じた課題等について実習生及び指導教員で分析、検討を行い、結果を踏まえて指導教員から実習全体の総括を行う。

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導(相談窓口の周知を含む)及び学内の相談体制等について

学生へは4月の事前指導において具体例を交えながら指導し、ハラスメントの防止策や被害にあった際の相談先等を含めて指導を実施している。また、「児童生徒性暴力等の特徴について(文部科学省)」を視聴し、動画により学んだこと、理解したこと、さらには教師と生徒の関係性について考察させている。

また、相談事例体制については、個別の支援を要する学生の支援ニーズを把握し、その学生にとって最適である効果的な支援を現実可能な範囲内で実施するため教育実習学生サポートチームを設置しており、サポートチームは日常的に学生支援をおこなう立場にある指導教員や部門、学生総合支援ネットワークの関係部署、実習校との連携を図りながら、組織的に相談・支援することとしている。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等(以下「委員会等」という。)

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・ 委員会等の名称

教育実習専門部会

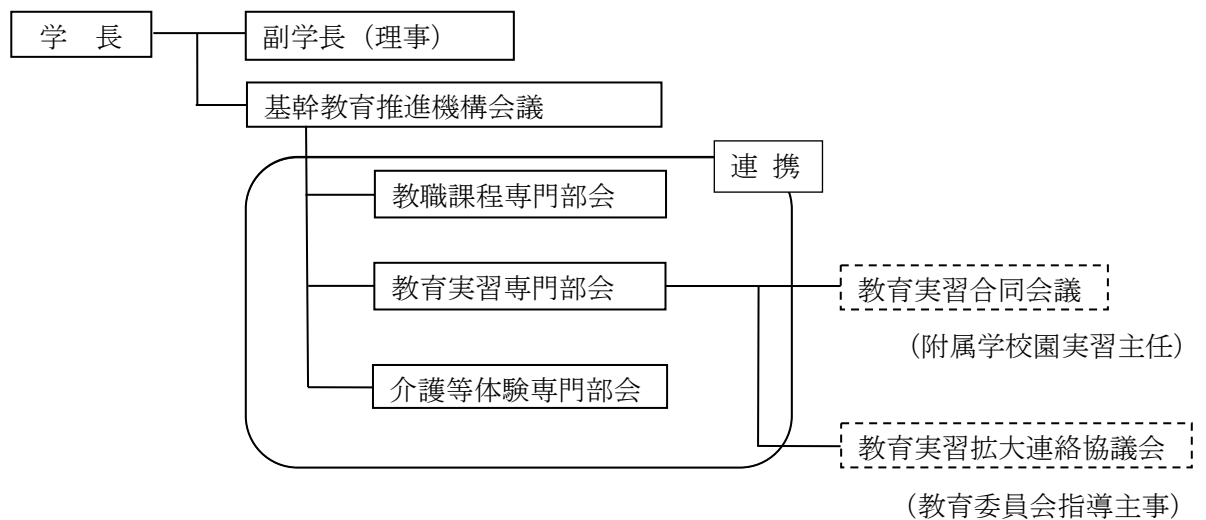
・ 委員会等の構成員(役職・人数など)

学長補佐(教育実習担当)、学長補佐(教育コラボレーション演習担当)、教員養成課程の各部門からの代表者1～2人、教育協働学科の免許取得可能な部門からの代表者1人、地域連携・教育推進センターからの代表1人、教務課長の合計27人

- 委員会等の運営方法

年に8回程度開催し、委員長と副委員長に教育実習担当の学長補佐をそれぞれ充て、教育実習及び学校インターンシップその他教育実践に関し必要な企画立案を行うとともに、教育実習に係る事項の具体的方策の実施にあたる。なお、附属学校園の教育実習主任を加えた教育実習合同会議を年に1回、協力市教育委員会の指導主事を加えた教育実習拡大連絡協議会を年に1回開催している。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- 委員会等の名称

連携協議会（各教育委員会毎に設置）

- 委員会等の構成員（役職・人数など）

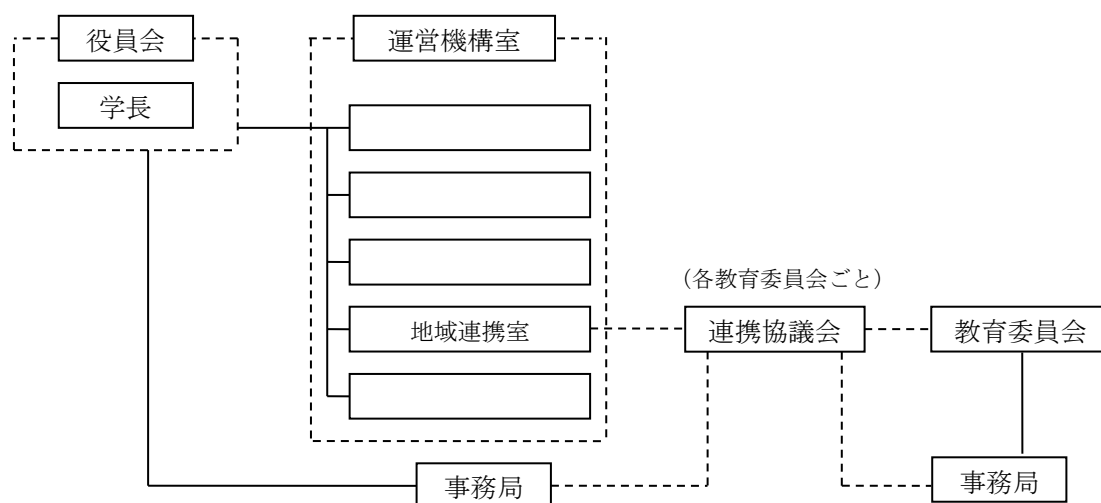
大学側から副学長、地域連携・教育推進センター長、学長補佐、学務部長、学術部長等
教育委員会側から教育次長等5～6人

- 委員会等の運営方法

各教育委員会との連携協力に関する協定書（覚書）に基づき設置している。

会長は大阪教育大学副学長、副会長は教育委員会教育次長等をもって充てることになっており、また、状況に応じて必要と認める者を加えることができる。また、事務局は大学・教育委員会双方に置くこととなっている。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

- 教育実習事前指導を履修済みであること。
- 免許状取得に必要な教職科目のうち教科教育法2単位を含め16単位以上を修得していること。
- 実習教科ごとに指定された「教科に関する科目に対応する専門教育科目」を16単位以上修得していること。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	高等学校54学級
○	×	学校名	大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎（大阪市天王寺区南河堀町4-88） 学級数：12 児童数：453人
		教員数	29人（内訳）教諭28人、養護教諭1人
○	×	学校名	大阪教育大学附属高等学校池田校舎（大阪府池田市緑丘1-5-1） 学級数：12 児童数：465人
		教員数	29人（内訳）教諭28人、養護教諭1人
○	×	学校名	大阪教育大学附属高等学校平野校舎（大阪市平野区流町2-1-24） 学級数：9 児童数：355人
		教員数	24人（内訳）教諭23人、養護教諭1人
○	×	学校名	大阪府立八尾高等学校（八尾市高町1-74） 学級数：21 児童数：840人
		教員数	52人（内訳）教諭48人、講師2人、養護教諭1人、養護助教諭1人

教育実習生受入承諾書

令和 6 年 3 月 8 日

大阪教育大学長 殿

所在地 大阪市天王寺区南河堀町4-88

学校名 大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎

校長名 広谷 博史

大阪教育大学に在籍する学生のための教育実習校となることについては、差し支えありません。

教育実習生受入承諾書

令和 6 年 3 月 8 日

大阪教育大学長 殿

所在地 池田市緑丘1-5-1

学校名 大阪教育大学附属高等学校池田校舎

校長名 広谷 博史

大阪教育大学に在籍する学生のための教育実習校となることについては、差し支えありません。

教育実習生受入承諾書

令和 6 年 3 月 8 日

大阪教育大学長 殿

所在地 大阪市平野区流町2-1-24

学校名 大阪教育大学附属高等学校平野校舎

校長名 広谷 博史

大阪教育大学に在籍する学生のための教育実習校となることについては、差し支えありません。

教育実習生受入承諾書

令和 6 年 3 月 9 日

大阪教育大学長 殿

所 在 地 大阪府八尾市高町1番74号

学 校 名 大阪府立八尾高等学校

校 長 名 山 上 浩 一

大阪教育大学に在籍する学生のために本校が教育実習校となることについては、差し支えありません。